

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年10月28日

金 曜 日

第 4123 号

目 次

告 示

- | | |
|---|---|
| ○道路の区域変更 | 1 |
| ○道路の供用開始 | 2 |
| ○土壌汚染対策法第 6 条第 4 項の規定による要措置区域の指定の解除 | 3 |
| ○土壌汚染対策法第11条第 2 項の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除 | |
| ○指定障害福祉サービス事業者の指定 | 4 |
| ○平成28年度定期種畜検査に係る種畜証明書の交付 | |

公 告

- | | |
|-----------------------------|---|
| ○公共測量の実施 | 6 |
| ○平成29年富山県准看護師試験の実施 | |
| ○土地改良区の役員の就任 | 7 |
| ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 | 8 |

告 示

富山県告示第474号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月28日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 黒川滑川線	滑川市下島 239番11から 滑川市領家町 119番12まで	変更前		最大 12.0 最小 6.2	148.0	新川土木 センター

		変更後	最大 19.7 最小 10.0	148.0	
県道 四方新中茶屋 線	富山市八町中 217番から	変更前	最大 12.4 最小 11.3	23.8	富山土木 センター
	富山市八町中 217番まで	変更後	最大 12.4 最小 11.3	23.8	
県道 小竹諏訪川原 線	富山市呉羽町字午ノ面4112 番4から 富山市呉羽町字午ノ面4131 番2まで	変更前	最大 8.1 最小 5.3	64.0	富山土木 センター
	富山市呉羽町字午ノ面4112 番4から 富山市呉羽町北 338番8ま で	変更後	最大 19.2 最小 5.7	69.4	

富山県告示第475号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月28日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 四方新中茶屋 線	富山市八町中 217番から 富山市八町中 217番まで	平成28年10月28日	富山土木 センター
県道 小竹諏訪川原 線	富山市呉羽町字午ノ面4112番4から 富山市呉羽町北 338番8まで	平成28年10月28日	富山土木 センター

富山県告示第476号

土壤汚染対策法第6条第4項の規定による要措置区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、次のとおり要措置区域の全部の指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により公示する。

平成28年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定を解除する区域

高岡市本郷二丁目 300番9、302番1、302番4、334番1、335番、336番、337番1、337番2、338番1、362番1、横田 339番1、339番4、339番5、359番1、362番6及び362番7の一部

2 特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 講じられた指示措置等

土壤汚染の除去

富山県告示第477号

土壤汚染対策法第11条第2項の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域の全部の指定を解除するので、同条第3項において準用する第6条第2項の規定により公示する。

平成28年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定を解除する区域

高岡市本郷二丁目 300番1、300番2、300番6、300番9、301番1、301番2、334番1、335番、337番2、362番1、横田 339番1、359番1、362

番 6 及 び 362 番 7 の 一 部

2 特 定 有 害 物 質 の 種 類

セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置

土 壌 汚 染 の 除 去

富 山 県 告 示 第 478 号

指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者 の 指 定 に つ い て

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 36 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者 と し て 次 の と お り 指 定 し た の で 、 同 法 第 51 条 第 1 号 の 規 定 に よ り 公 示 す る 。

平 成 28 年 10 月 28 日

富 山 県 知 事 石 井 隆 一

指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日	事 業 所 番 号	申 請 者		事 業 所	
			名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	名 称	所 在 地
短 期 入 所	平 成 28 年 11 月 1 日	1610200584	株 式 会 社 つ く し 工 房	富 山 市 中 沖 150 番 地 の 3	つ く し の 家 高 岡	高 岡 市 向 野 町 4 丁 目 31 番 地 1 号

富 山 県 告 示 第 479 号

平 成 28 年 度 定 期 種 畜 検 査 に 係 る 種 畜 証 明 書 の 交 付 に つ い て

家 畜 改 良 増 殖 法 (昭 和 25 年 法 律 第 209 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 農 林 水 産 大 臣 か ら 同 法 第 4 条 第 1 項 本 文 の 種 畜 証 明 書 を 交 付 し た 旨 の 通 報 が あ っ た の で 、 同 法 第 8 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 公 示 す る 。

平 成 28 年 10 月 28 日

富 山 県 知 事 石 井 隆 一

種畜証明書番号	家畜の種類	品種	名前 (登録番号)	生年月日	等級	飼養者の所在地及び名称
11241135247	肉用牛	黒毛和種	農大富士政 (全和黒14346)	平成18年 8月26日	2級	富山市友杉697 金井一夫
31616020001	豚	デュロック種	シムコデー オペ 2 555-05 (日豚D種DD12-A000172)	平成27年 9月27日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター
31616020002	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 3 601-04 (日豚D種DD16-A000515)	平成27年 12月13日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター
31616020003	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 1 608-06 (日豚D種DD16-A000516)	平成27年 12月28日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター
31616020004	豚	デュロック種	シムコデー ヤツオ 1 616-06 (日豚D種DD16-A000517)	平成28年 1月27日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター
31616020005	豚	デュロック種	シムコデー オオダテ 4 667-10 (日豚D種DD05-A000360)	平成27年 11月26日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター
31616020006	豚	パークシャ ー種	シムコビー オペ 1 001-03 (日豚B種BB12-A000101)	平成27年 10月8日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター
31616020007	豚	パークシャ ー種	シムコビー オペ 1 001-04 (日豚B種BB12-A000102)	平成27年 10月8日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター
31616020008	豚	パークシャ ー種	シムコビー オペ 4 002-03 (日豚B種BB12-A000104)	平成27年 11月5日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター
31616020009	豚	パークシャ ー種	シムコビー オペ 4 002-06 (日豚B種BB12-A000103)	平成27年 11月5日	2級	富山市八尾町小井波1934 ㈱シムコ八尾GGPセンター

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~**公共測量の実施**

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、国土交通省富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成28年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

平成28年10月24日から平成29年 3 月31日まで

3 作業地域

富山県内の国道 8 号、 156号における国土交通省直轄管理区間

平成29年富山県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第 203号）第18条の規定により、平成29年富山県准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成29年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験日

平成29年 2 月13日（月）

2 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

3 試験時間

午後1時から午後3時30分まで

4 試験場所

富山市新総曲輪2番21号

富山県農協会館8階ホール

5 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

平成28年12月5日（月）から同月9日（金）まで

なお、持参による場合は、受付時間を8時30分から17時15分までとする。郵送による場合は、平成28年12月9日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 受験願書の提出先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県厚生部医務課

6 その他

詳細については、富山県厚生部医務課保健看護係（電話076-444-3220）に問い合わせること。

土地改良区の役員の就任

大沢野町塩土地改良区の役員に次の者が平成28年9月24日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|---------|-------------|
| 理事 | 林 正 博 | 富山市塩 1859番地 |
| 監事 | 奥 野 幸 一 | 同 1873番地 |

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年10月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

堀川本郷ショッピングセンターA街区 富山市堀川本郷15-12

2 店舗を設置する者 三幸株式会社 ほか3**3 変更事項****(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名**

(変更前) 三幸株式会社 代表取締役 土田 一清 高岡市野村1711番地 ほか2

(変更後) 三幸株式会社 代表取締役 土田 一清 高岡市野村1711番地 ほか3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 三幸株式会社 代表取締役 土田 一清 高岡市野村1711番地 ほか2

(変更後) 三幸株式会社 代表取締役 土田 一清 高岡市野村1711番地 ほか3

(3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,871㎡

(変更後) 4,380㎡

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 建物1北西側 ほか2 164㎡

(変更後) 建物1北西側 ほか3 178㎡

(5) 廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前) 建物1内東側 ほか2 66.6㎡

- (変更後) 建物 1 内東側 ほか 3 69.3m³
- (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (変更前) 午前10時及び翌午前0時 ほか
- (変更後) 午前10時及び翌午前0時 ほか (一部24時間)
- (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (変更前) 午前8時30分～午前0時30分
- (変更後) 午前8時30分～午前0時30分 (一部24時間)
- (8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (変更前) 5箇所 東側ほか
- (変更後) 7箇所 東側ほか
- (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (変更前) 午前6時～午後7時 ほか
- (変更後) 午前6時～午後7時 ほか (一部24時間)
- 4 変更の日 平成29年6月15日
- 5 変更の理由 店舗敷地北西側に隣接する既存のコンビニエンスストアと一体利用を行うことにより、コンビニの店舗運営に必要な施設及び運営方法をあらたに追加変更するため。
- 6 届出の日 平成28年10月14日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 平成28年10月28日から平成29年2月28日まで
- 9 その他
- 当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。
- (1)氏名及び住所 (法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名) (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

